

とやま中央会 FAX 情報

2020. 4. 15 発行 №581

令和2年度 地域産業人材育成・ 販路開拓支援事業費補助金の募集について

—富山県—

富山県では、組合等が行う人材育成事業及び販路開拓事業を支援する地域産業人材育成・販路開拓支援事業費補助金の募集を実施しています。

1. 補助金の概要

(1) 人材育成事業

対象者：県内組合等

補助率：事業費の2分の1

上限額：2,000千円

(2) 人材育成事業

対象者：県内組合等

補助率：事業費の2分の1

上限額：2,000千円

2. 補助事業実施対象者

富山県内に事業所を有する組合等

※ただし、伝統工芸品産業支援事業費補助金の対象となる団体は除きます。

3. 募集締切

第2回募集締切 令和2年4月24日（金）

なお、ご相談は随時受け付けています。

4. 注意事項

(1) 補助事業により取得した教材等は、補助事業の目的にのみ使用することができます。

(2) 従業員に対する給与等の労務費は補助事業の対象経費とはなりません。

(3) 事業の実施は正式な交付決定がなされた後に行っていただき、年度内に完了していただくこととなります。

(4) 補助金の支払いは、補助対象経費の支出確認後になりますので、先に資金手当てが必要です。

(5) 見本市等への出展事業の場合は、実績報告書とは別に成果状況を確認するため、事業完了後おおよそ半年後を目途に、その時点での成果状況の報告にご協力いただきます。

5. お問い合わせ・ご申請先

富山県商工労働部 経営支援課 地域産業係

TEL. 076-444-3249

下記URLより「交付申請書」をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、ご提出ください。

http://www.pref.toyama.jp/cms_sec/1300/kj00020179.html

◇ 新型コロナウイルス感染症の影響により納税が困難な方には猶予制度があります

新型コロナウイルス感染症の影響により、国税を一時に納付することができない場合、税務署に申請することにより、次の要件に該当するときは、原則として1年以内の期間に限り、猶予が認められます。

1. 要件

(1) 国税を一時に納付することにより、事業の継続又は生活の維持を困難にするおそれがあると認められること。

(2) 納税について誠実な意思を有すると認められること。

(3) 猶予を受けようとする国税以外の国税の滞納がないこと。

(4) 納付すべき国税の納期限（注1）から6ヶ月以内に申請書が提出されていること。

※担保の提供が明らかに可能な場合を除いて、担保は不要となります。

(注1) 令和元年分の申告所得税、贈与税及び個人事業者の消費税確定申告は、延長された期限（令和2年4月16日）が納期限となります。

(注2) 既に滞納がある場合や滞納となつてから6月を超える場合であっても、税務署長の職権による換価の猶予（国税徴収法第151号）が受けられる場合もあります。

2. 個別の事情（例）

新型コロナウイルス感染症に納税者（ご家族含む。）が罹患された場合のほか、新型コロナウイルス感染症に関連するなどして以下のようなケースに該当する場合は納税の猶予が認められることがあります。

（ケース1）災害により財産に相当な損失が生じた場合

（ケース2）ご本人又はご家族が病気にかかった場合

（ケース3）事業を廃止し、又は休止した場合

（ケース4）事業に著しい損失を受けた場合

3. 猶予等

税務署において所定の審査を早期に行い、認められると下記のとおりのおり猶予等が受けることがで

きます。

・原則、1年間猶予が認められます。（状況に応じて更に1年間猶予される場合があります。）

・猶予期間中の延滞税が軽減又は免除されます。

・財産の差押えや換価（売却）が猶予されます。

3. お問い合わせ先

最寄りの税務署へご相談ください。

富山税務署

TEL. 076-432-4191

高岡税務署

TEL. 0766-21-2501

魚津税務署

TEL. 0765-24-1370

砺波税務署

TEL. 0763-33-1073

◇ 新型コロナウイルス感染症に関連する中小企業への金融支援について

国の緊急対応策として、危機関連保証が実施され、100%保証の保証枠が別枠で措置されたことを受け、富山県では3月19日より県制度融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」の融資限度額を拡充したほか、借換資金である「緊急経営改善資金」についても拡充を行いました。

また、国のセーフティネット保証5号の指定業種については、業種別の業況を踏まえ、順次追加指定が行われており、令和2年度第1四半期（指定期間：令和2年4月10日～令和2年6月30日）の対象として計738業種が指定されたことから、当該業種の方は、保証料率年0.5%の適用を可能とします。

元気いっぱいのファーストバンクです。

新オートローン・新型住宅ローン

富山第一銀行

1. 経済変動対策緊急融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」

(1) 対象

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、最近1ヶ月の売上高等の実績と、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等の見込みが、対前年同期比で減少している者（創業後1年未満の方も利用できます）。

【売上高の減少率・保証料率】

▲5%以上

・セーフティネット保証5号利用時 年0.5%
(業種指定あり) (4/10～百貨店やコンビニエンスストア、総合スーパーなどの小売業、一部の建設業、製造業、卸売業、病院等151業種が指定追加されました。)

・年0.35%～年1.05%

▲15%以上

危機関連保証 年0.5% (全業種対象)

▲20%以上

セーフティネット保証4号 年0.5% (全業種対象)

(2) 融資限度額 1億6千万円 (運転資金)

(3) 融資期間 7年以内 (うち据置1年以内)

(4) 融資利率 年1.25%以内

(5) 認定機関 危機関連保証、セーフティネット保証利用時は市町村、同保証を利用しない場合は商工会議所・商工会

2. 緊急経営改善資金(借換資金)の要件緩和措置

(1) 対象

新型コロナウイルス感染症の発生に起因して、事業に影響を受けた中小企業者であって、最近1ヶ月の売上高等の実績と、その後2ヶ月を含む3ヶ月の売上高等の見込みが、対前年同期比▲5%以上減少しており、経営改善計画を策定し、借換えを行うことにより経営改善が期待される中小企業者

(2) 融資限度額 一般枠8千万円、小口枠2千万円(借換と同額までの新規運転資金を含む)

県制度融資のほか、保証付き既往債務の借換えも可

(3) 融資期間 10年以内(うち据置1年以内)

※融資利率、保証料率、認定機関は1. 経済変動対策緊急融資「新型コロナウイルス感染症対策枠」と同様

3. お問い合わせ先

富山県商工労働部経営支援課

TEL. 076-444-3248

◇ 中小企業首都圏販路開拓支援事業のご案内

公益財団法人富山県新世紀産業機構では、中小企業首都圏販路開拓支援事業の利用者を募集しています。特徴ある商品等(商品・技術・サービス)を持ちながら、なかなか販路が広がらない県内中小企業を支援する目的で、販路開拓マネージャーが大都市圏等へ販路開拓を支援します。

1. 参加要件

県内に本社を置く中小企業者で、大都市圏への販路開拓を求めている企業

2. 支援企業数 8社程度

3. 支援内容

(1) 販路開拓マネージャーによる支援

大手商社等にネットワークを持つ販路開拓マネージャーが該当商品・サービスについてのアドバイス及びマッチング活動を行います。

(2) 中小企業支援センターによる総合的支援

中小企業支援センターにて、他の支援施策との組み合わせ等、総合的なアドバイスを行います。

4. 募集締切 令和2年4月30日(木)

当日必着

※6月初めまでにヒアリング、選定委員会等により選定します。

5. お申込み・お問い合わせ先

公益財団法人富山県新世紀産業機構

中小企業支援センター 販路開拓支援課

〒930-0866 富山市高田527 情報ビル2階

TEL. 076-444-5650

FAX. 076-444-5644

下記URL内「申請書及びエントリーシート」をダウンロードいただき、必要事項をご記入の上、はFAXにてお申込みください。

<https://www.tonio.or.jp/josei/shutoken-hanro/>

◇ 2020年工業統計調査を実施します

本年6月1日に行われる工業統計調査は製造業の実態を明らかにすることを目的に行われており、調査結果は国や地方公共団体の行政施策の重要な基礎資料として、また、企業や大学等での研究資料、小・中学校の教材などに広く利用されています。調査の趣旨・必要性をご理解いただき、ご回答をよろしくお願いいたします。

1. 概要

- ・2020年工業統計調査は、従業者4人以上の全ての製造事業所を対象に、2020年6月1日時点で実施します。
- ・工業統計調査は、我が国における工業の実態を明らかにすることを目的とする政府の重要な調査で、統計法に基づく報告義務のある基幹統計調査です。
- ・調査の結果は、中小企業施策や地域振興など、国及び地域行政施策のための基礎資料として活用されます。
- ・調査票にご記入いただいた内容は、統計作成の目的以外(税の資料など)に使用することは絶対

にありません。

※同時に実施している経済構造実態調査の対象事業所・企業等におかれましては、両調査にご回答をお願いします。

2. お問い合わせ先

工業統計調査コールセンター

TEL. 0120-805-071 (無料)

TEL. 03-6735-9194 (有料)

※IP電話などフリーダイヤルに接続できない場合

◇ 「5月15日を中心とした田植え」の推進について

富山県米作改良対策本部では、近年の高温傾向に対応した米の品質向上対策として、平成15年以降、関係機関・団体が一丸となって、「コシヒカリ」の5月15日を中心とした田植え」の推進に取り組んでいます。

近年の5月10日以降の田植え実施率は70%程度にまで上昇し、令和元年産米の1等比率は、6年連続して北陸4県で最も高い値となりました。

令和2年産米においても、富山米の品質・食味の向上を図り、産地間競争に打ち勝つため、この取り組みを一層推進していきたいと考えています。

本県農業は兼業農家が大半を占めていることから、本取組みの推進には企業経営者の皆様方の各段のご配慮をいただきますようよろしくお願いいたします。

お問い合わせ先

富山県農林水産部 農産食品課 農産食糧係

TEL: 076-444-3283



発行 富山県中小企業団体中央会 〒930-0083 富山市総曲輪2-1-3 富山商工会議所ビル6階
URL. <https://www.chuokai-toyama.or.jp/> TEL. 076-424-3686 FAX. 076-422-0835